

武石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、意見書案の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいたが、協議に先立って、昨日の台風第19号の被害等の状況について、執行部から報告を受けたい。
危機管理部長、報告願う。

(野々村危機管理部長、報告)

武石委員長 何か、質問はないか。

(なし)

武石委員長 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので御協力願う。

1. 意見書案の協議結果について

武石委員長 まず、意見書案の協議結果についてである。1ページの資料1、意見書案協議結果一覧表をごらんいただきたい。

意見書案は、6番、7番、8番及び12番が原案のとおり、5番、9番、10番、11番及び13番が文言修正の上で、以上9件がいずれも全会一致で意見書議案として提出される。

また、意見の一致に至らなかった意見書案、1番から4番までが、会派から意見書議案として提出される。

2. 議事手続きについて

(1) 委員会に付託してあった議案

武石委員長 次に、議事手続であるが、まず、2ページの資料2、委員会に付託してあった知事提出議案23件についての委員会審査結果一覧表をごらんいただきたい。

採決はこの一覧表に記載の順序により行いたいので御了承願う。

(了承)

ア 委員長報告に対する質疑

武石委員長 次に、委員長報告に対する質疑についてである。委員長報告に対する質疑は、慣例のとおり省略することではいかかがか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

イ 議案に対する討論

武石委員長 次に、討論についても省略し、採決することでお異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(2) 議員派遣議案

武石委員長

次に、5ページの資料3、議員派遣についてである。

安徽省友好提携20周年記念訪中団事業への派遣に関する議案については、前回の議運で協議決定したとおり、本日の会議に提出することになっているので、御了承願う。

(了 承)

武石委員長

なお、この議事手続については、知事からの提出議案を採決の後、日程に上げ議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

(3) 意見書議案

武石委員長

次に、7ページの資料4、意見書議案についてである。7ページの議発第3号「浸水被害等災害対策の抜本的強化を求める意見書」議案から、26ページの議発第11号「自然エネルギー導入促進のため、送電網整備など積極的対策を求める意見書」議案までの計9件の意見書議案については、全会一致で提出されるものなので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに一括採決することで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

次に、29ページの議発第12号「文化・伝統について学ぶ機会の一層の充実を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

(な し)

武石委員長

直ちに採決でよろしいか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、この議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

次に、31ページの議発第13号「慰安婦問題について適切な対応を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

- 加藤委員 自由民主党は提案説明を行う。
- 米田委員 日本共産党は質疑、討論を行う。
- 武石委員長 それでは、提出者の説明、質疑、討論を行うとのことであるので、発言時間はそれぞれ10分以内、委員会への付託は省略することで御異議ないか。
- (異議なし)
- 武石委員長 それでは、さよう決する。
次に、33ページの議発第14号「2015年10月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。
- 米田委員 日本共産党は討論を行う。
- 武石委員長 それでは、討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略することで御異議ないか。
- (異議なし)
- 武石委員長 それでは、さよう決する。
次に、35ページの議発第15号「カジノ賭博の合法化に反対する意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。
- 米田委員 日本共産党は討論を行う。
- 武石委員長 それでは、討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略することで御異議ないか。
- (異議なし)
- 武石委員長 それでは、さよう決する。
以上、ここまでの議事手続についてである。ここで本日の議事日程表をお手元にお配りする。
- (事務局、議事日程表を配布)
- (楠瀬議事課長、説明)
- 武石委員長 この順序で議事運営が行われるので御了承願う。
何か質問はないか。
- (なし)

3. 12月定例会の開催時期について

武石委員長 次に、38ページの資料5、12月定例会の開催時期についてである。事務執行上のめどとして、正副委員長案をお示ししてある。

12月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なおその決定は従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りするということで、いかがか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

4. 継続審査調査の申し出について

武石委員長 次に、39ページの資料6、継続審査調査の申し出についてである。

閉会中の継続審査、調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ることにより御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

5. 虚礼廃止の広報について

武石委員長 次に、40ページの資料7、虚礼廃止の広報についてである。公職選挙法により、当該選挙区内への年賀状等の挨拶状は制限されている。これについて、明年も今年と同様に県民に周知するため、40ページの文案により、県政だより「さんSUN高知」に掲載依頼を行いたいので御了承願う。

また、12月に発行予定の「こうち県議会だより」にも、年末年始の御挨拶として掲載することも、あわせて御了承願う。

(了 承)

6. その他

武石委員長 最後に、その他で、何かあるか。

(な し)

武石委員長 本日の協議事項は以上である。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめどとする。
なお、次回の議運は南海地震発生時における議員活動指針の見直し等についての協議を行うこととなっている。開催時刻は、本日の本会議終了後、午後1時をめどとし、場所は第4委員会室を予定しているの、念のため申し添える。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。